

6-(1)	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の転載
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	高圧ガス保安法、容器保安規則
要望の具体的内容	<p>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(以下、CNG容器)について、充填可能期限内のものでかつ容器再検査に合格するなどの安全性が確認されたCNG容器にあつては、転載を認めるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器(以下、CNG容器)は、一度車両に搭載されると、別の車両に搭載(転載)することができない(容器則細目告示 第22条第2項第2号)。天然ガス自動車の容器の充填可能期限は15年となっているが、バンや軽自動車等の小型クラスの車両では、5年程度で車両が廃棄される例も多くある。したがって、小型クラスはCNG容器はまだまだ使える実力を持ち一定の再利用需要がありながら廃棄されている状況にある。また、運送トラックやバスなど大型クラスでは車両自体は15年以上使用するケースが多くある。大型クラス車両の場合、取付けられている容器は15年が過ぎたら、高額のコストを出して新品の容器に替えるか、まだ使用可能であっても車両の登録を抹消するしかない。</p> <p>充填可能期限が残っており、容器再検査に合格するなどの転載時に安全性が確認された中古CNG容器については同型の転載を可能にするべきである。</p> <p>CNG容器の転載を可能にすることは、高価なCNG容器の廃棄を減らし、車両価格や改造費の低減を実現し、天然ガス自動車の普及の促進に寄与することが出来る。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 原子力安全・保安院 保安課

6-(2)	天然ガスディスペンサと軽油等給油ディスペンサの同一アイランド上への設置
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	消防法 危険物の規制に関する規則 第27条の3 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 第6条、第7条
要望の具体的内容	<p>ガソリン・軽油スタンドに併設された圧縮天然ガス充てん設備のうち、CNGディスペンサをガソリン・軽油ディスペンサと同じアイランド上に並べて設置できるようにすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>消防法、危険物の規制に関する規則 第27条の3第6項第4号において、CNGディスペンサは給油空地以外の場所に設置することと規定されているため、ガソリン・軽油ディスペンサと同じアイランド上へ設置することができない。また、一般高圧ガス保安規則第7条第2項第18号には、圧縮天然ガスの通ずる部分は、その外面から火気を取り扱う施設に対し、4m以上の距離を有することと規定されている。</p> <p>そのためガソリン・軽油スタンドへCNG充てん設備を併設しようとした場合、既存の給油空地以外にCNGディスペンサを設置するとともに、CNGを充てんする車両の停車スペースについても給油空地以外に場所を確保しなければならない。特にCNG車両はトラックが多くその車両サイズが大きいためその充てんのための停車スペースを確保することは困難であり、既存のガソリン・軽油の給油車両の停車スペースを犠牲にするか、スタンド用地を拡張する必要があり、CNG充てん設備を併設する際の障害となっている。</p> <p>CNG充てん設備のうち、CNGディスペンサを既存ガソリン・軽油スタンドの給油空地に設置可能とすることによって、ガソリン・軽油ディスペンサと同一アイランド上への設置が可能となり、CNG充てん設備を既存ガソリン・軽油スタンドに併設することが容易になる。これにより、天然ガス自動車のインフラであるCNG充てん設備の設置数が増えることによって、低公害であり温暖化ガス排出低減に寄与する天然ガス自動車の普及拡大を図ることができる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省 消防庁 危険物保安室 経済産業省 原子力安全・保安院 保安課

6-(3)	水素スタンドにおける散水基準量の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 第7条の3、および同規則に基づく例示基準
要望の具体的内容	水素スタンドにおける散水設備の散水量を見直すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>火事や事故により、蓄圧機が何らかの理由により意図せず加熱されるような事態が起こる場合に、消防が到着するまでの間、温度上昇を防止するための措置として、蓄圧器に散水設備を設置し、散水を行えるようにすることとされている。</p> <p>散水量は表面積に比例して定められているため、細長い円柱状の蓄圧器では表面積が大きくなり、大きな貯水槽が必要となり、用地選定上の制約が発生している。(第7条の3)</p> <p>散水量は単純に表面積で定めるのではなく、輻射熱の影響等、蓄圧器の安全性を考慮し、適切な散水量を設定すべきである。</p> <p>要望が実現した場合、過剰な散水量が求められることがなくなり、用地選定やスタンドレイアウト上のフレキシビリティが増し、燃料電池自動車の水素供給インフラ整備が促進される。その結果、燃料電池自動車の普及が進むことが期待されることから、環境負荷の低減によるCO²の削減、エネルギー使用の効率化に資する。</p> <p>水素スタンド設置に係る規制に関しては、平成22年度に行政刷新会議での検討を経て、原子力安全・保安院から「規制の再点検に係る工程表」が公表され、現在見直しが進んでいる。本項目は、この工程表の取りまとめ後に、集中製造設備からの水素出荷の検討の中で明らかとなったものである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院 保安課

6-(4)	水素運送自動車用容器(水素トレーラー)への充填時の温度制限の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 第6条第2項第8号ホ、第18条第2項ロ、第49条第4項、および同規則に基づく例示基準
要望の具体的内容	<p>水素運送自動車用容器(水素トレーラー)への充填時の温度制限を緩和すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現状、水素運送自動車用容器の運用温度は40℃以下に制限されている。水素を短時間で容器に充填すると温度が上昇する性質があるため、これを避けるため、出荷に長時間を要してしまっている。(第6条、第18条、第49条)</p> <p>水素運送自動車容器と同様の使用を持つ燃料電池自動車用の燃料装置用容器については温度制限が緩和されているため、本規制を緩和しても安全面の懸念は極めて小さいと考えられる。</p> <p>出荷基地での充填時間の短縮による輸送の効率化がはかれコストダウンにつながることから、燃料電池自動車の水素供給インフラ整備が促進される。</p> <p>その結果、燃料電池自動車の普及が進むことが期待されることから、環境負荷の低減によるCO2の削減、エネルギー使用の効率化に資する。</p> <p>燃料電池自動車に係る規制に関しては、平成22年度に行政刷新会議での検討を経て、原子力安全・保安院から「規制の再点検に係る工程表」が公表され、現在見直しが進んでいる。本項目は、この工程表の取りまとめ後に、集中製造設備からの水素出荷の検討の中で明らかとなったものである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	原子力安全・保安院 保安課

6-(5)	火力発電所をリプレースする場合の環境影響評価手続きの簡素化
要望の視点	1. 行政手続きの簡素化
規制の根拠法令	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法第2条に基づく同法施行令第1条の別表第一 ・環境影響評価法に基づく基本的事項(環境省告示第63号)の第四 ・環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項の四 ・環境影響評価の項目の選定に関する事項(2)
要望の具体的内容	<p>環境負荷を低減させるような火力発電所のリプレース工事について、リプレース工事着工までの期間を短縮し、環境負荷低減を早期に実現する観点から、環境影響評価手続き(アセス手続き)の対象外とし、法令の条文として明確にすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>環境影響評価法施行令第1条の別表第1の5「へ」では、環境影響評価の対象となる火力発電所について、一律に、「第一種事業で15万kW以上、第二種事業で11.25万kW以上15万kW未満」と単純に定めている。また、環境影響評価法に基づく基本的事項でも、「対象事業の一部として、当該対象事業が実施されるべき区域にある工作物の撤去若しくは廃棄が行われる場合、これらの撤去又は廃棄に係る影響」評価が、一律に必要とされている。</p> <p>しかし、火力発電所をリプレースする場合で、環境負荷が減少する設備に更新する場合については、環境影響評価手続の全部又は一部を行わなくてもよいこととすべきである。</p> <p>これにより、環境負荷が減少する設備の早期導入が促進され、その分、温室効果ガスや窒素酸化物・硫黄酸化物排出量等の削減による環境負荷低減させることができるとともに、早期の電力供給が可能となる。</p> <p>なお、2011年度の回答では、「リプレース後の火力発電所は規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に該当するため、除外は適当でない」としているが、環境負荷が減少する設備に更新する場合には、これは当たらない。更新前の火力発電所について環境影響の程度が著しいという指摘であれば、更新前の火力発電所建設の段階で、既に環境影響評価法の手続が行われており、重ねて行う必要はない。</p>
制度の所管官庁及び担当課	環境省 総合環境政策局 環境影響評価課

6-(6)	ガスタービン取替えにおける工事開始期間の短縮
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電気事業法第48条
要望の具体的内容	<p>現状では、1万kW以上のガスタービン発電設備の原動機の交換が電気工事計画変更届の申請対象事項と解釈され、工事計画変更届を申請後30日経過しないと交換が実施できない。これを、同形式のエンジンへの交換に関しては、電気事業法第48条の規定でいう「軽微な工事等」として扱い、工事開始期間の短縮を認めるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>近年、技術開発の進展により、航空機エンジン技術を応用した5万kW程度までのガスタービンの発電市場への普及が進んでいる。航空機用エンジンは比較的軽量であり、メンテナンスを行う際には、取替え方式(ローテーション方式)が主流となっている。この方式を採用することで、設備の停止期間が短縮でき、電力供給支障へ与える影響が軽減される。</p> <p>しかし、電気事業法第48条により、1万kW以上のガスタービンの取替えは事前届出が必要で、届出受理から30日経過しないと工事を開始できない。</p> <p>現行制度においても電気事業法第48条の規定により、要件を満たしているものであって、軽微な工事等であれば工事開始期間の短縮が認められているが、上記取替え方式に関して、軽微な変更とは認められない場合がある。</p> <p>本要望が認められれば、発電所の稼働率を向上させることができ、発電所の運用コスト低減、すなわち電力料金の低減および電力の安定確保につながる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省原子力安全・保安院および各地区の産業保安監督部電力安全課

6-(7)	改正省エネ法と環境確保条例の重複を解決する体系的な制度の構築
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	エネルギーの使用の合理化に関する法律第7条第3項
要望の具体的内容	改正省エネ法と都環境確保条例の重複を解決する、整合性のある体系的な制度を構築すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>2011年度より都の環境確保条例による「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」および「地球温暖化対策報告書制度」が施行されたことにより、都内の事業所では、国の省エネ法とあわせて二重に規制が適用される状態となり、ビルオーナーにとってはエネルギー使用量の集計や報告など二重の業務が負担となっている。またテナントにおいても、都条例で特定テナントとしての計画書の提出があるため、改正省エネ法の定期報告書とあわせて二重の業務となっている。</p> <p>経済産業省、環境省においては、平成23年4月8日の規制・制度改革に係る方針(閣議決定)に基づき、自治体に対して会議や面談の場で要請文を発出しているが、平成24年度の報告時点においては進展が見られない。社会コストの削減に向け、自治体において確実に実施されるよう引き続き働きかけて頂きたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省、環境省

6-(8)	改正省エネ法における地縁的一体性を持った複数事業所の取り扱いの適用範囲拡大
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	エネルギーの使用の合理化に関する法律第7条第3項
要望の具体的内容	<p>テナントビルにおける定期報告をはじめとするエネルギー管理の在り方について、地縁的一体性の考え方を業務部門にも適用すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現状、テナントビルにおける、エネルギー管理の在り方について、地縁的一体性の考え方が業務部門には適用されていない。地縁的一体性を持った複数事業者の取扱いの考え方は、その報告対象となっているエネルギー管理に関する事項を、エネルギー利用の実態に近づけることを意図したものであり、産業部門だけでなく業務部門にも適用可能である。</p> <p>従来からオフィスビルの省エネ活動は、入居する会社単位の活動ではなくビル全体の活動として推進されているのが実態である。例えば、オフィスビルに複数の企業が入居している場合には、個々の企業でエネルギー管理を行うのではなく、一般的にはオーナーやビルマネジメント会社およびテナント企業が構成する省エネ委員会等によって、省エネの推進を図っているところである。</p> <p>以上の実態を踏まえると、例えば、完全親子会社間でかつ親会社がエネルギー管理者である場合には、エネルギー管理の範囲について、全体もしくは一部をひとつの法人に集約して義務と責任を負うことができるものとする。少なくともそのような場合には、地縁的一体性をもった複数事業者の取扱いの考え方を業務部門に適用すべきであり、とくに関連会社が所有・入居するビルの場合には、グループ会社間の賃借・転貸物件におけるエネルギー使用量の振り分け作業がなくなることにより、企業全体の業務負担が軽減されると同時に、本来の法の趣旨であるエネルギー管理の活動に注力することが可能となる。</p> <p>2011年の「国民の声」回答においては「業務部門への適用の必要性・可能性の有無について検討していく」とのことであり、スケジュールを明確にし、速やかにご検討頂きたい。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

6-(9)	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)で定める外部委託時の点検内容の見直し
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則 第52条第2項 「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」3.(4)
要望の具体的内容	主任技術者制度の解釈及び運用(内規)3.(4)③で定める年次点検について、一般電気事業者と同等の設備及び保安水準に達している場合、停電を伴う点検を省略してもよいこととすべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>現行の主任技術者制度の解釈及び運用(内規)は、保安管理業務を受託する一部の事業者に不適切事例があったため、保安管理業務の質の向上を目的に平成21年に改正されたものである。その結果、適切に保安管理業務を行なっている事業者も含め、一律に過剰な点検項目が義務付けられている。</p> <p>また、その後、マンション高圧一括受電サービスの普及促進を目的の1つとして平成24年3月に内規の改正が行われたものの、普及の最大の障害となっている停電を伴う点検について見直しが行われておらず、高圧一括受電サービスを受ける居住者にとっても不便な状態が続いている。</p> <p>そこで、安全性の高い、高性能な受変電設備機器の採用や常時遠隔監視等、一般電気事業者と同等以上の設備及び保安水準に達している場合に、停電に伴う点検内容を省略できるよう見直すべきである。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省

6-(10)	定期安全管理審査 手数料体系の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電気事業法関係手数料規則第6条
要望の具体的内容	<p>現在の定期安全管理審査に係る手数料の額は、定期事業者検査の実施台数に基づく体系となっている。</p> <p>安全管理審査は定期事業者検査の実施に係る体制を審査するものであり、台数との関係はないことから、審査に係る工数を基準とした手数料体系にすることを要望する。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現在の定期安全管理審査に係る手数料の額は、定期事業者検査の実施台数に基づく体系となっている。</p> <p>定期事業者検査対象設備を多く持つ発電所においては、台数を基準とした手数料から、審査に係る工数を基準とした体系にすることで、大幅な手数料削減が可能となる。</p> <p>なお、審査の実施方法を定めた「使用前・定期安全管理審査実施要領(内規)平成22・06・28原院第3号 NISA-234e-10-1」においては標準審査工数が示されていることから、この標準工数を基に手数料を設定することが合理的である。</p> <p>(参考)審査手数料実績(代表地点):193万円 工数基準とした場合の予想額:約36万円</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課

6-(11)	電気主任技術者の選任要件緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電気事業法第43条第1項 平成17・03・22原院第1号 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)
要望の具体的内容	<p>事業用電気工作物を設置する場合、電気主任技術者の選任が必要であり、当該電気主任技術者は、事業場に常時勤務する者でなければならないとされているが、これを撤廃すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>内規では、電気事業法第43条第1項の選任において、電気事業法施行規則第52条1項の規定に従って選任される主任技術者は、原則、事業用電気工作物を設置する者(設置者)又はその役員若しくは従業員でなければならないが、例外として、選任する事業場に常時勤務する派遣労働者、または設置者から自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務の委託を受けている者(受託者)又はその役員若しくは従業員で、選任する事業場に常時勤務する者から選任することができることとされている。小水力発電所、風力発電所、太陽光発電所など、必ずしも常時勤務して監視をする必要が無い発電所に関しても常時勤務の主任技術者を求められている。</p> <p>遠隔監視や設備機能により無人運転を可能とするような発電所に限っては選任される電気主任技術者を常時勤務とする必要は無いと考えられる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省原子力安全・保安院

6-(12)	電力需給逼迫時における発電水利使用の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	河川法第23条
要望の具体的内容	<p>電力需給が逼迫する状況下においては、暫定的に水力発電所の維持流量引き下げ等の措置を講じるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>2011年は、東日本大震災に対応するため緊急暫定的な運用として河川維持流量の減少等の措置が講じられた。電力需給が逼迫することが予想され、政府から節電要請がある場合には同様の措置を講ずるべきである。</p> <p>電力需給逼迫時に河川の維持流量の設定を引き下げることで、水力発電所の発電出力が上がり、電力供給逼迫時に供給余力を積み増すことが可能になる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省河川局

6-(13)	電力等使用情報の第三者活用に向けた法整備
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	個人情報保護法
要望の具体的内容	<p>電力メーターによって計測される電力使用情報等や家庭内エネルギー管理システム(HEMS)により取得されるデータについて、個人情報保護法等における取扱いを明確化すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現状、電力メーターによって計測される電力使用情報等について、電力会社以外の第三者が活用するためにどのような手続きが必要か明確ではない。また、HEMSにより取得されるデータについて、当該家庭以外の者が活用する場合にどのような手続きが必要か(例えば匿名にすれば活用できるのか)、明確ではない。</p> <p>これらの手続きが明確化されれば、電力の需要家側における電力制御(デマンドレスポンス)に係るサービスや、地域レベルでのエネルギー管理・可視化(例えば特定地域のエネルギー消費情報を、匿名にしたうえで利用)、防犯や見守り(家電等の情報を活用した防犯、在宅の状況確認)に活用することができる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省、消費者庁消費者制度課

6-(14)	熱供給事業者の災害時における供給条件義務の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	熱供給事業法 第14条
要望の 具体的内容	<p>災害時において、災害活動・支援活動拠点や市民生活機能を維持するための施設など、一部の需要家へ優先的に熱の供給が行えるように規制を緩和すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>熱供給事業者は熱を供給するにあたり、需要家の平等性を確保する義務がある(熱供給事業法第14条2項四号に「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」とある)。この規定があるため、災害時において、電力の供給制限などにより熱供給事業者の熱供給能力が低下する事態が発生した場合に、災害活動・支援活動拠点や市民生活機能を維持するための施設への熱供給を優先することができない。</p> <p>規制が緩和されれば、災害時において、災害活動・支援活動拠点や市民生活機能を維持することが可能になる。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省

6-(15)	溶接安全管理検査(火力設備)制度の廃止
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	電気事業法第52条
要望の 具体的内容	<p>電気事業法第52条において、ボイラー等の電気工作物の耐圧部分に係る溶接に対して、設置者は、技術基準への適合のほか、技術基準への適合を確認するための溶接事業者検査及びその実施に係る体制を審査する溶接安全管理審査受審の義務が課せられている。他の製品であれば通常製造者が担保すべき責任の範囲を、設置者が負っており撤廃すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>電気事業法第52条において、ボイラー等の電気工作物の耐圧部分に係る溶接に対して、設置者は、技術基準への適合のほか、技術基準への適合を確認するための溶接事業者検査及びその実施に係る体制を審査する溶接安全管理審査受審の義務が課せられている。他の製品であれば製造者が担保すべき責任の範囲を、設置者が負っていることから、設置者にとって大きな負担となっている。</p> <p>こうした規制は電気事業法にのみ設けられたものであり、他の業態同様に技術基準への適合遵守義務のみで十分であり、撤廃すべきである。本規制の撤廃により、費用の低減及び管理労力の低減が期待できる。</p> <p>なお、火力発電所の溶接部は、溶接施工工場の製品品質確保及び出荷検査に加えて、設置者による工程中の検査が実施されている。</p>
制度の所管官庁 及び担当課	経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課